

第 3 回専門委員会での指摘事項について

指摘事項等（発言者）	対応
＜資料 1「水銀大気排出インベントリー（2014 年度対象）」＞	
今後のインベントリーの更新に当たっては、新規施設と既存施設の内訳を示し、それぞれからの排出量の推移を見ることができるようになるべきではないか。（貴田委員）	水俣条約第 8 条第 6 項の規定を踏まえ、改正大防法による長期的な排出量の推移について検証を行うためにも、新規施設と既存施設の排出量を分けて推計する。
排出量が少なく優先順位が低いとはいえ、「N.E.」となっている施設について推計することは、今後の課題である。（貴田委員）	事業者への自主測定依頼や環境省による測定により、推計していきたい。（参考資料 2 に「N.E.」の施設について追記）
水銀大気排出インベントリーについては、法施行後の推移をみていく必要があることは言うまでもないが、日本の場合は、施行前から排出削減が進んできており、今後、劇的に排出量が減少していくとは考え難い。 よって、昔（1960 年代あたり）の排出量の推計に取り組み、過去は多量に排出していたが、水銀使用製品の廃止・水銀使用量の削減、分別回収等の取組によって削減してきたことを国際的に発信し、取組の効果を示すべきである。（貴田委員：専門委員会後追加御意見）	まずは、締約国の義務であるインベントリーの更新に取り組むべきと考えるが、御指摘は、地球規模での大気排出量の削減への貢献に資するものであることから、今後検討する。
各国のインベントリーを比較する際には、どのような測定法で測ったデータをもとにインベントリーを作成したのか確認する必要がある。（長安委員）	今後、海外の測定方法についても情報収集していきたい。
＜資料 3-1「水銀排出施設の種類、規模及び排出基準について（案）」＞	
今回は BAT に基づいて設定する排出基準値を設定するが、排出基準値を超えても、直ちに健康への影響はないことを、出典を踏まえて明記するべき。（谷口委員）	ご指摘を踏まえ、健康影響について、中央環境審議会答申やモニタリング結果（平成 26 年度）等を追記した。（資料 1、34 ページ）
一律に「原燃料」と記載されているが、水銀が排出されるのは、分野によって「原料」であったり「燃料」であったりするので、使い分けが必要。（守富委員）	ご指摘を踏まえ、全体的に記載を見直した。（資料 1）
＜資料 4：「排ガス中の水銀測定法について（案）」＞	
【別紙 1-4 の（注 1）】洗浄液中の水銀の定量方法について記載すべきではないか。（伊藤委員：会議後追加御意見）	分析方法はガス状水銀に準ずるが、施設ごとに洗浄液量が異なることから、一律に手順を規定しないこととし、原案どおりとした。（資料 1 別紙 3 ページ）

指摘事項等（発言者）	対応
【別紙 1-5 のア（ア）】「ステンレス製を用いた吸引ノズルは、成分分析状の妨害となるおそれがあるので用いない。」とあるが、粒子状水銀のサンプリングには使用できるのではないかと。また、成分分析状の妨害成分とは何か。（伊藤委員：会議後追加御意見）	ご指摘を踏まえ、削除した。（資料 1 別紙 4 ページ）
【別紙 1-6 のオ（イ）】 JIS K 0301 によるリークテストとあるが、自動分析計等、その場で結果が得られる方法を追加する必要があるのではないかと。（伊藤委員）	JIS K 0301 では、連続分析方法として酸素自動計測器（その場で結果が得られる方法）が規定されているため、原案どおりとした。（資料 1 別紙 6 ページ）
【別紙 1-8 の（3）ア】 吸収瓶を別々に分析するよう明記すべきではないかと。（伊藤委員：会議後追加御意見）	ご指摘を踏まえ、別々に分析することが分かるように加筆修正した。（資料 1 別紙 7 ページ）
【別紙 1-8 の 3.2】 分析方法の記載がない。別の方法の引用、または手順の記載が必要ではないかと。（伊藤委員：会議後追加御意見）	底質調査法又は加熱気化－原子吸光法に誘導する記載となっているので、原案のとおりとした。（資料 1 別紙 8 ページ）
【別紙 1-13 の 6.2】「3.2 の操作を行ったろ紙に式 4 によって算出した量の水銀を添加」とあるが、操作は底質調査法のみを対象としているのか。その場合、試料溶液に添加するのか。気化加熱の場合はろ紙に直接添加するのか。添加するのは水銀水溶液か、金属水銀か。（伊藤委員：会議後追加御意見）	ご指摘を踏まえ、「水銀溶液」と修正した。（資料 1 別紙 12 ページ）
【別紙 1-16 の（3）】「採取系の着色」とは何を指すのか。（伊藤委員：会議後追加御意見）	ご指摘を踏まえ、ろ紙や吸収液の着色状況であることが分かるよう「採取系の着色状況」に修正した。（資料 1 別紙 16 ページ）
粒子状水銀の見直しだけのように読めるため、測定方法の確認方法についても 5 年後見直しの対象と読めるように表現を修正すべき。（飯島委員）	ご指摘を踏まえ、粒子状水銀の見直しだけではないことが分かるように表現を修正した。（資料 1、49 ページ）
＜資料 5：「要排出抑制施設について（案）」＞	
国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならないのは、全ての事業者であることを明記すべき。（谷口委員：会議後追加御意見）	ご指摘を踏まえ、「全ての事業者による自主的取組の推進」として加筆修正した。（資料 1、38 ページ）

※指摘事項等（発言者）欄の【 】は第 3 回専門委員会における資料項目を指す。